「令和7年度台湾ランタンフェスティバル出展事業」業務委託 仕様書

1 委託業務名

「令和7年度台湾ランタンフェスティバル出展事業」業務委託

2 事業趣旨

台湾嘉義県で開催されるランタンフェスティバル2026に参加し、名古屋地域の観光魅力を広く来場者にPRするとともに名古屋への来訪促進の機会とする。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月23日(月)

4 委託料上限

3,700千円(消費税及び地方消費税を含む)

5 ランタンフェスティバル2026の概要

日程: 令和8年3月3日(火)~3月15日(日)(予定)

会 場: 台湾嘉義県

※詳細は、台湾側主催者(台湾観光庁・台湾観光協会等)より入手すること

6 委託の内容

- (1) ランタンの製作及び会場設置について
 - デザインについて

名古屋城をメインテーマとし、観光地「名古屋」のイメージ向上と認知度向上を図るため、来場者が写真を撮って情報発信を促すようなインパクトのあるランタンのデザインを提案し製作すること。

- ② ランタン燈藝師について ランタンを製作する燈藝師を提案するとともに、製作にあたっては燈藝師への詳細 な指示など適宜行うこと。
- ③ ランタン製作及び会場設置から撤去までの全体管理について ランタンの製作発注から会場設置までにかかる一連の業務について全体管理を行い、工程管理表を提出すること。製作に係る燈藝師との調整やフェスティバル主催者等台湾側の関係者との連絡調整を行うこと。また、その内容を委託者へ報告するとともに、必要に応じて委託者と協議すること。
- ④ PRブース及びランタン前におけるスタッフの配置について ランタンフェスティバルの期間内において、PRブース及びランタン前においてパンフレットを配布及び観光魅力の発信を行うスタッフを配置すること。

観光魅力の発信にあたっては、効果的な情報発信になるよう配置体制や日数を含め業務内容を提案し、実施すること。また、ブース内装飾については、委託者より指定のプロモーションツール等を使用し、配置したスタッフに装飾作業を行わせること。なお、指定のプロモーションツール等については、委託者より提供する。

- ⑤ パンフレット及びノベルティの送付について
 - ④で用いるパンフレット、ノベルティ、委託者より提供するプロモーションツール等及

びその他必要な物品等(50kg程度)について、会場まで送付すること。また、事業 実施後、プロモーションツール等については委託者事務所まで返送すること。 想定として、台湾への送付2回程度と台湾から名古屋へ1回の計3回を予定。

(2) 記念品及び手土産について

台湾側主催者(台湾観光庁・台湾観光協会等)による交流イベント等において提供する名古屋にゆかりのある記念品及び手土産を手配すること。記念品及び手土産の詳細については交流イベント主催者等と調整を行うこと。

・記念品及び手士産の手配(予定)/10,000円程度の記念品:3件

6,000円程度の記念品:6件

3,000円程度の菓子等の手土産:10件

1,000円程度の菓子等の手士産:40件

上記について提案すること。(配布先確定時に再調整)

(3) 連絡調整について

出展に係る申込等、必要な手続きについて、フェスティバル主催者等台湾側の関係者と連絡調整を行うこと。また、現地における開催情報と日本側出展者の情報も入手すること。併せて、提出書類の翻訳など適宜対応し、その内容は全て委託者へ報告すること。

(4) 事業報告書の提出について

次の事項を記載した「事業報告書」を5部作成し、電子データと併せて提出する。なお、 実施写真を添付(キャプション入り)すること。

- ① ランタンフェスティバル出展事業の受託内容と実施結果
- ② ランタンフェスティバル2026の実績(全体)
- *メディアにおける掲載記事等についても盛り込むこと。

(5) その他

本事業の執行にあたり必要となる業務については、委託者と協議のうえ支障のないよう実施すること。

7 その他

- (1) 受託者は、ビューローが実施する事業を把握し、それぞれの事業と連携して相乗効果を発揮するよう努めること。
- (2) 本仕様書は委託内容の大要を示すものであり、その他軽微な事項及び本書に記載のない事項であっても、契約金額の範囲内で実施すること。
- (3) 受託者は、業務上において疑義が生じた場合はビューローに報告し、協議の上で業務を遂行すること。なお、ビューローと受託者の協議にかかる最終判断はビューローが行うものとする。
- (4) ビューローが提供した資料については業務終了時までに返却すること。
- (5) 提案書の作成にかかる経費については、提案者の負担とします。なお提出された

提案書は返却しないものとする。

- (6) 審査結果は、ビューローのホームページにて公表します。
- (7) 契約締結業者は宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは 暴力団員の統制下にある団体でないことが条件とする。

8 受託者の義務

- (1) 受託者は、業務上必要な事項を熟知の上、法令規則、本仕様書等及びビューロー職員との協議により業務を行うこと。
- (2) 一括再委託の禁止

受託者は、本事業の全部を一括して再委託できない。なお、本事業の適正な履行を確保するため、受託者が本事業の一部を再委託する場合には、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を提出し、ビューローの承認を受けること。

- (3) 信用失墜行為の禁止 受託者は、名古屋市及びビューローの信用を失墜する行為をしてはならない。再委託を行った場合は、再委託先も同様とする。
- (4) 受託者は、本事業において知り得た情報について、管理・保管に十分留意するとともに、外部へ漏洩させないこと。再委託を行った場合は、再委託先も同様とし、その管理監督責任は受託者が負うものとする。また、別記「公益財団法人名古屋観光コンベンションビューロー個人情報取扱注意事項」を遵守すること。
- (5) 本業務における成果物及びその著作権(著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう)は、無償でビューローに帰属するものとする。中間成果物として納品された図面や写真等は、契約期間中であっても受託者の承諾無く自由に使用でき、期間以降も同様に使用できるものとする。
- (6) 本業務における成果物は、著作権等の処理を済ませた上で納入すること。なお、著作権等に関する紛争が生じた場合は、すべて受託者の責任と負担で対応すること。
- (7) 他者の著作権等を侵害することのないよう、十分配慮すること。
- (8) 妨害又は不当要求に対する届出義務

受託者は、契約の履行にあたって、暴力団又は暴力団員等から妨害(不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。)を受けた場合は、発注者へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。また、受託者が前項に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

(9) 障害者を理由とする差別の解消の推進

受託者は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する 法律(平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。)及び愛知県障害者差別解消推進条例 (平成 27 年愛知県条例第 56 号)に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推 進に関する名古屋市職員対応要領(平成 28 年 1 月策定。以下「対応要領」という。)に準じ て、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応 を行うものとする。また、適切な対応を行うに当たっては、対応要領にて示されている障害 種別の特性について十分に留意するものとする。なお、受託者は、本件業務を履行するに 当たり、本件業務に係る対応指針(法第 11 条の規定により主務大臣が定める指針をいう。)に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

- (10) 本事業の実施にあたっては、事前にビューローと十分に調整すること。また、受託期間中を通じ、進捗状況や今後の進め方等について逐次ビューローに報告するとともに、必要に応じて打合せを実施すること。
- (11) 受託期間中は、業務の経過全般を常に把握している専任の担当者(ビューローとの連絡調整担当者)を配置し連絡調整、打合せ等を実施すること。
- (12) 本事業を遂行する上で必要な一切の経費は、受託者が負担すること。

9 問い合わせ先

(公財) 名古屋観光コンベンションビューロー

観光部国際グループ 担当:浅野・富田

〒460-0008 名古屋市中区栄二丁目 10番 19号名古屋商工会議所ビル 11階 TEL (052) 202-1680 FAX (052) 231-0922 e-mail intl@ncvb.or.jp

以上